

開催します! 寄居町防災講演会

日本は地震が多い国です。巨大地震が発生したとき、私たちはどのように行動したらよいのでしょうか？ 日ごろから、いざというときのために訓練をしておくことがとても大切です。

今回、岩手県大船渡市で地域の自主防災組織のリーダーとして定期的に訓練をされている吉田忠雄氏と、埼玉大学名誉教授の角田史雄氏の2人を講師に迎え、講演していただきます。

避難訓練の成果により、巨大津波から地域住民の多くの生命が救えたことや、最近クローズアップされている首都直下型地震などについて、どのように備えるかなど、興味深い内容をご講演いただく予定です。

皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひお出かけください。

日時／8月26日(日) 午後1時～3時30分


場所／中央公民館

講師／吉田忠雄氏・角田史雄氏


その他／先着300人に防災グッズを配布します。

問い合わせ／総務課(☎581・2121内線313)へ。

スケジュール	
12:30	開場
13:00～13:15	開式 あいさつ
13:15～14:15	講演「3・11に学ぶ」(吉田氏)
14:15～14:25	休憩
14:25～15:25	講演「来るか大地震、来たらどうする?」(角田氏)
15:25～15:30	閉式 あいさつ



吉田 忠雄氏(よしだ・ただお)昭和16年 大船渡市生まれ。昭和35年に小野田セメント(株)大船渡工場入社。平成17年から生形地域公民館館長、赤崎地区公民館運営委員会委員長や同公民館館長を歴任。また地域自主防災組織のリーダーとして避難訓練を指揮し、巨大津波から多くの住民を避難させることに成功する。現在、再び赤崎地区公民館運営委員会委員長を務めるほか、津波の被害を受けた小・中学校の再建を検討する大船渡市赤崎小中学校建設委員会委員長としても活躍中。



角田 史雄氏(つのだ・ふみお)昭和17年 群馬県生まれ。埼玉大学名誉教授。埼玉大学文理学部卒業後、東京教育大学大学院博士課程修了。理学博士。昭和42年から約40年間にわたり南部フォッサマグナの山々を踏査し、火山・マグマが地殻変動の主役である実感。昭和49年から埼玉大学に勤務し、地震動と地質の関係を研究する。昭和58年に刊行した「寄居町史資料集 寄居町の自然 地学編」にも携わる。著書に「地震の癡」、「首都圏大震災 その予測と減災」などがある。ふじみ野市在住。

寄居町国民健康保険加入者の皆さんへ 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく

申請に基づいて交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成24年7月31日が有効期限となっていました。継続して交付をご希望の方は、次の書類等を持参のうえ、8月中旬に保険年金課へ申請してください。

なお、9月以降に申請した場合は、発効日は申請月の1日からとなりますので、ご注意ください。

持参するもの／寄居町国民健康保険被保険者証、印鑑、限度額適用・標準負担額減額認定証(7月31日で有効期限がきたもの)

限度額適用認定証

国民健康保険では、医療費について、世帯の所得状況に応じて同月内の自己負担限度額が設けられています。あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、一カ月の医療費は、自己負担限度額までの支払いとなります。

ただし、国民健康保険税に滞納がある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合があります。

なお70歳以上の方は、表の低所得ⅡおよびⅠに該当の方のみ交付されます。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)	
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
上位所得者*1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
住民税非課税世帯	35,400円

*1…上位所得者とは、同一世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が、600万円を超える世帯に属する方です。また、所得の申告がない場合は上位所得者とみなされます。

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)	
	外来 + 入院 (世帯単位)
一般	44,400円
現役並み所得者*1	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得Ⅱ*2	24,600円
低所得Ⅰ*3	15,000円

*1…同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方(自己負担割合が3割の方)
*2…低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方
*3…低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

標準負担額減額認定証 (町民税非課税世帯にのみ交付されます)

町民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

入院時の食事代の標準負担額 (1食あたり)		
一般 (下記以外の方)		260円
○住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
○70歳以上で低所得者Ⅱ		160円
70歳以上で低所得者Ⅰ		100円

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線113～115)へ。

国民健康保険税軽減判定のための申告書の提出について

国民健康保険税は、世帯主と加入者全員の合計所得が一定額以下の場合は、均等割・平等割が7割、5割、または2割軽減されます。

軽減に該当するかどうかは、世帯の所得額により判定しますので、16歳以上の加入者全員の所得の申告が必要になります。所得の無い方や扶養となっている方でも申告が必要です。

収入が無く、これまで軽減制度の該当世帯であった場合でも、世帯の中に申告をしていない方がいると対象になりませんので、ご注意ください。

確定申告書、町・県民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できない方がいる世帯には「国民健康保険税申告書」を8月中旬に郵送しますので、提出をお願いします。

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線113～115)へ。

年金あれこれ

年金の裁定請求について
年金を請求する方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方に、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。

裁定請求とは…年金受給権を有する人が、その支払いを国など保険者に請求すること

送付時期と送付物
① 60歳到達月のおよそ3カ月前
ア 受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、60歳で受給権(厚生年金等)が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。60歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただくこととなります。
イ 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12カ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内が送付されます。

ウ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を

記載した裁定請求の案内が送付されます。

② 65歳到達月のおよそ3カ月前
ア 受給資格があるが、国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12カ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが発送されます。65歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただくこととなります。
イ 65歳前に既に受給権がある方で、まだ年金を請求されない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

